



八 監 第 4 1 5 号
令 和 7 年 2 月 5 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 塚 本 路 明

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による教育委員会の
監査を行ったので，次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

教育委員会

(1) 教育総務課

(2) 学務課

(3) 指導課 ※教育センター，適応支援センター及び青少年センターを含む。

(4) 保健体育課 ※学校給食センターを含む。

(5) 生涯学習振興課 ※総合生涯学習プラザ，公民館，図書館，八千代台東南公共センター及びガキ大将の森キャンプ場を含む。

(6) 文化・スポーツ課 ※文化伝承館及び郷土博物館を含む。

3 監査の範囲

令和6年度（令和6年10月末現在）における教育委員会の財務事務及び事務事業（一部，過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況，事務事業の執行状況，補助金交付事務の状況，契約事務の状況，財産の管理状況について，合規性及び効率性を主眼に，過去の監査結果等を勘案し，想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し，その有効性を評価するとともに，当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを，証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和6年10月16日から令和7年1月31日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は，関係法令等及び予算目的ののっとりて執行されており，おおむね適切であると認められた。

なお，監査対象機関ごとの所見（要望事項）は，次のとおりである。

所見

対象機関	区 分	内 容
生涯学習振興課	要望事項	<p>1 大和田公民館・大和田図書館施設等における駐車場の有効活用策について</p> <p>大和田公民館・大和田図書館施設における駐車場については、旧大和田図書館解体後の跡地活用として、大和田公民館・大和田図書館施設の利用者用駐車場として整備されたものであり、駐車可能スペースが多く整備されているものの、その全てが有効活用されているとは言い難い。</p> <p>また、教育委員会庁舎への来客用駐車場として、教育総務課で賃借している駐車場についても、特定の会議やイベント時を除き、有効活用されているとは言い難い。</p> <p>このことから、教育委員会内での連携を取り、大和田公民館・大和田図書館施設及び教育委員会庁舎における駐車場についての一体的な有効活用策について検討されたい。</p>